

協働推進事業の制度の変遷一覧

行政提案型

	平成19年度実施	平成20年度実施	平成21年度実施	平成22年度実施	平成23年度実施	平成24年度実施	平成25年度実施	平成26年度実施	平成27年度実施	平成28年度実施	平成29年度実施	平成30年度実施	令和元年度実施
事業期間	複数年の事業計画が可能。ただし単年度契約とし、年度ごとに実施内容を精査。				単年度契約とし、年度ごとに実施内容を精査。	単年度				原則2カ年事業とし、年度ごとに事業を採択			
実施形態	原則として「委託」(市は「委託料」を支出)				事業協力(「負担金」を支出)								
事業予算	担当課の積算額を上限				市民提案型と合わせ総額1,000万円				担当課の積算額を上限				
対象事業選定プロセス	業務棚卸評価や通常業務に基づき担当課でテーマ選定→協働推進主管課調整会議ヒア→市民自治推進課個別ヒア→事業概要提出→庁議(テーマ決定)				業務棚卸評価や通常業務に基づき担当課でテーマ選定→協働推進主管課調整会議ヒア→市民自治推進課個別ヒア→事業概要提出→部局長決裁				業務棚卸評価や通常業務に基づき担当課でテーマ選定→事業概要提出→市民自治推進課個別ヒア→協働推進主管課調整会議ヒア→市民活動推進委員会ヒア→庁議(テーマ決定)				
事業実施候補決定	庁議で決定		部局毎に市長決裁									庁議で決定(募集テーマ)→市民活動推進委員会の評価を基に市長決裁	
提出～審査の流れ	●一次審査(事業テーマの趣旨をヒアリング+書類審査) ●企画書修正期間 ●二次審査(公開プレゼン(各委員・協働推進主管課調整会議委員・担当課が出席))		●一次審査(事業テーマの趣旨をヒアリング+書類審査) ●(企画書修正期間) ●二次審査(公開プレゼン(各委員・担当課が出席))		●一次審査(書類審査) ●企画書修正期間 ●二次審査(公開プレゼン(各委員・担当課が出席))		●提案内容ヒアリング(担当課) ●企画書修正期間 ●公開プレゼンテーション(各委員・担当課・主管課調整会議の代表が出席)		●(公募説明会にて担当課と意見交換) ●公開プレゼンテーション(各委員・担当課・主管課調整会議の代表が出席)				
評価方法	事業終了後、提案団体と担当課が事業評価。市民活動推進委員会(実施報告会)にて評価結果を審議し、結果を公表。(21年度実施から中間評価を追加)												
応募上限	1団体につき1件				1団体で複数件可能								
募集時の金額提示	有り						無し			有り			
企画書提出時期	10月上旬		9月末									10月下旬	
公開プレゼン実施時期	12月上旬		11月下旬		11月末～12月上旬		11月下旬		11月上旬			12月上旬	
事業決定時期(議決前ですが)	12月中旬												
協働推進事業終了後の継続判断	担当課判断									市民活動推進委員会による評価を基に、庁議により決定			

市民提案型

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度実施	平成28年度実施	平成29年度実施	平成30年度実施	令和元年度実施
事業期間		単年度	単年度 ただし、前年度事業の内、継続することを必要とするものに関し継続できる【継続事業枠】を設ける		最大2カ年の継続申請可能	単年度		2カ年まで可能		原則2カ年事業とし、年度ごとに事業を採択			
実施形態	原則として事業協力(「負担金」を支出)												
事業予算		【新規事業枠】1,000万円	【新規事業枠】1,000万円 【継続事業枠】前年度をベースに担当課の積算額を上限		総枠1,000万円 2箇年事業で申請する場合、2年目は1年目の額以下	行政提案型と合わせ総枠1,000万円			単年度総額1000万円(行政提案型は含めない)				
意見交換会	実施				参加することが提案条件								
提出～審査の流れ	●一次審査(事業テーマの趣旨をヒアリング+書類審査) ●企画書修正期間 ●二次審査(公開プレゼン(各委員・協働推進主管課調整会議委員・担当課が出席))		●一次審査(事業テーマの趣旨をヒアリング+書類審査) ●企画書修正期間 ●二次審査(公開プレゼン(各委員・担当課が出席))		●一次審査(書類審査) ●企画書修正期間 ●二次審査(公開プレゼン(各委員・担当課が出席))		●提案内容ヒアリング(担当課) ●企画書修正期間 ●公開プレゼンテーション(各委員・担当課・主管課調整会議の代表が出席)		●意見交換会にて担当課と企画について意見交換 ●公開プレゼンテーション(各委員・担当課・主管課調整会議の代表が出席)				
事業実施候補決定	庁議で決定				部局毎に市長決裁				市民活動推進委員会の評価を基に市長決裁				
評価方法	事業終了後、提案団体と担当課が事業評価。市民活動推進委員会にて評価結果を審議し、結果を公表。(21年度実施から中間評価を追加)												
新しい公共推進枠	市民を対象に公益活動を継続的に行っている事業者や営利を目的としない法人からの提案が可能												
応募上限	1提案者につき1件				1団体につき1事業(2箇年継続事業を採択されている団体が、翌年度に別事業を応募することは可能。)								
企画書提出時期	10月上旬		9月末									10月下旬	
公開プレゼン実施時期	12月上旬		11月下旬		11月末～12月上旬		11月下旬		11月上旬			12月上旬	
事業決定時期(議決前ですが)	12月中旬												
協働推進事業終了後の継続判断	担当課判断									市民活動推進委員会による評価を基に、庁議により決定			

備考	アイデア提案制度運用スタート								アイデア提案制度運用終了				
----	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--